

屋外広告物若しくは特定屋内広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域

平成20年8月15日

告示第57号

改正 平成22年2月12日告示第9号

平成24年3月30日告示第21号

平成26年11月11日告示第73号

萩市屋外広告物等に関する条例（平成20年萩市条例第5号）。以下「条例」という。）第3条の規定により、屋外広告物若しくは特定屋内広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域を次のとおり指定する。

1 条例第3条第4号の規定により指定する地域

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物の周囲

種別	名称	所在地	地域
重要文化財（建造物）	常念寺表門	萩市大字下五間町	常念寺の境内地
〃	旧厚狭毛利家萩屋敷長屋	〃 大字堀内	文化財保護法第27条第1項の規定により指定された建造物の敷地
〃	東光寺	〃 大字椿東	東光寺の境内地
〃	菊屋家住宅	〃 大字呉服町一丁目	文化財保護法第27条第1項の規定により指定された建造物の敷地
〃	熊谷家住宅	〃 大字今魚店町	〃
〃	口羽家住宅	〃 大字堀内	〃
〃	森田家住宅	〃 大字黒川	〃
〃	大照院	〃 大字椿	大照院の境内地

(2) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された地域

種別	名称	所在地	地域
史跡	松下村塾	萩市大字椿東	文化財保護法第109条第1項の規定により指定された地域
〃	吉田松陰幽囚ノ旧宅	〃 〃	〃

〃	萩城跡	〃 大字堀内 〃 大字北片河町 〃 大字南片河町 〃 大字平安古町	〃
〃	萩反射炉	〃 大字椿東	〃
〃	旧萩藩校明倫館	〃 大字江向	〃
〃	旧萩藩御船倉	〃 大字東浜崎町	〃
〃	木戸孝允旧宅	〃 大字呉服町二丁目	〃
〃	伊藤博文旧宅	〃 大字椿東	〃
〃	萩藩主毛利家墓所	〃 大字堀内 〃 大字椿 〃 大字椿東	〃
〃	萩城城下町	〃 大字呉服町一丁目 〃 大字呉服町二丁目 〃 大字南古萩町	
〃	見島ジーコンボ古墳群	〃 見島	〃
〃	萩往還	〃 大字東田町 〃 大字椿 〃 大字明木 〃 大字佐々並	〃
〃	大板山たたら製鉄遺跡	〃 大字紫福	〃
〃	恵美須ヶ鼻造船所跡	〃 大字椿東	〃
名勝	長門峡	〃 川上	〃
名勝及び天然記念物	須佐湾	〃 大字須佐	〃
天然記念物	笠山コウライタチバナ自生地	〃 大字椿東	〃
〃	明神池	〃 〃	〃
〃	須佐高山の磁石石	〃 大字須佐	〃
〃	川上のユズおよびナンテン自生地	〃 川上	〃
〃	指月山	〃 大字堀内	〃

2 条例第3条第5号の規定により指定する地域

(1) 山口県文化財保護条例(昭和40年山口県条例第10号)第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲

種別	名称	所在地	地域
山口県指定有形文化財(建造物)	長寿寺十三重塔	萩市大字北古萩町	長寿寺の境内地
〃	萩学校教員室	〃 大字堀内	山口県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された建造物の敷地
〃	旧福原家萩屋敷門	〃 〃	〃
〃	旧梨羽家書院	〃 〃	〃
〃	花月楼	〃 大字椿東	松陰神社の境内地
〃	西堂寺六角堂	〃 大字江崎	西堂寺の〃

(2) 山口県文化財保護条例第37条第1項の規定により指定された地域

種別	名称	所在地	地域
山口県指定史跡	萩焼古窯跡群	萩市大字椿東	山口県文化財保護条例第37条第1項の規定により指定された地域
〃	須佐唐津古窯跡群	〃 大字須佐	〃
〃	穴観音古墳	〃 大字高佐下	〃
〃	奥阿武宰判勘場跡	〃 大字吉部上	〃
山口県指定天然記念物	田万川の柱状節理と水中自破碎溶岩	〃 大字上小川東分	〃

3 条例第3条第6号の規定により指定する地域

萩市文化財保護条例(平成17年条例第280号)第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲及び地域

種別	名称	所在地	地域
萩市指定有形文化財(建造物)	旧周布家長屋門	萩市大字堀内	萩市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された建造物の敷地
〃	平安橋	〃 大字堀内 〃 大字平安古町	〃
〃	問田益田氏旧宅土塀	〃 大字堀内	〃
〃	南明寺観音堂	〃 大字椿	南明寺の境内地
〃	旧福原家書院	〃 大字堀内	志都岐山神社の〃
〃	小川家長屋門	〃 大字土原	萩市文化財保護条例第

			4条第1項の規定により指定された建造物の敷地
〃	龍蔵寺観音堂	〃 大字椿東	龍蔵寺の境内地
〃	明倫館遺構南門	〃 大字江向	萩市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された建造物の敷地
〃	明倫館遺構観徳門	〃 〃	〃
〃	明倫館遺構聖廟	〃 大字北古萩町	海潮寺の境内地
〃	明倫館遺構万歳橋	〃 大字堀内	志都岐山神社の〃
〃	明倫館遺構聖賢堂	〃 大字江向	萩市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された建造物の敷地
〃	花江茶亭	〃 大字堀内	〃
〃	端坊鐘楼	〃 大字恵美須町	端坊の境内地
〃	円政寺内金毘羅社 社殿 附 石鳥居・ 山門・石灯籠	〃 大字南古萩町	円政寺の〃
〃	亨徳寺三門	〃 大字北古萩町	亨徳寺の〃
〃	奥平家長屋門	〃 大字土原	萩市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された建造物の敷地
〃	旧久保田家住宅	〃 大字呉服町一丁目	〃
〃	玉泉寺毘沙門堂内 厨子	〃 川上	玉泉寺の境内地
〃	松崎八幡宮石燈籠	〃 大字須佐	松崎八幡宮の〃
〃	笠松神社石燈籠	〃 〃	笠松神社の〃
〃	笠松神社鳥居	〃 〃	〃 〃
〃	益田館	〃 〃	萩市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された建造物の敷地
〃	育英館門 附 「育英館」扁額一枚	〃 〃	〃
〃	大下阿弥陀堂内厨	〃 大字佐々並	〃

	子		
〃	佛光寺楼門	〃 大字紫福	佛光寺の境内地
萩市指定史跡	萩城下街割原標石	〃 大字江向	萩市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された地域
〃	村田清風別宅跡	〃 大字平安古町	〃
〃	玉木文之進旧宅	〃 大字椿東	〃
〃	円光寺穴観音古墳	〃 大井	〃
〃	八橋検校の碑	〃 大字椿東	〃
〃	小倉四賢墓所	〃 大字椿	〃
〃	吉田松陰の墓ならびに墓所	〃 大字椿東	〃
〃	菊ヶ浜土塁(女台場)	〃 大字今魚店町	〃
〃	野山獄・岩倉獄跡	〃 大字今古萩町	〃
〃	旧湯川家屋敷	〃 大字川島	〃
〃	長添山古墳	〃 大字椿東	〃
〃	桂太郎旧宅	〃 大字川島	〃
〃	伊藤博文旧宅地 附 伊藤博文別邸	〃 大字椿東	〃
〃	吉田松陰誕生地	〃 〃	〃
〃	宇津観音寺観音堂	〃 見島	〃
〃	須佐地古墳	〃 大字江崎	〃
〃	塚穴古墳	〃 大字下小川	〃
〃	吉見正頼息女の墓	〃 大字高佐下	〃
〃	益田家墓所	〃 大字須佐	〃
萩市指定天然記念物	笠山ハマボウ自生北限地	〃 大字椿東	〃
〃	笠山虎ヶ崎タチバナ自生北限地およびコウライタチバナ自生地	〃 〃	〃
〃	笠山のホソイノデ・カサヤマイノデ・カタホソイノデ混生地	〃 〃	〃
〃	笠山虎ヶ崎ヤブツバキ群生林	〃 〃	〃
〃	武氏八幡宮社叢	〃 大字上小川東分	〃

4 条例第3条第8号の規定により指定する地域

所在地	地域
萩市大字堀内字常盤島68番地	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第1号の規定により保安林として指定された森林の地域
〃 大字椿東字奈古屋	〃
〃 川上	〃

5 条例第3条第9号の規定により指定する区間

(1) 以下の道路の区間（道路に接続する家屋連たん10戸以上の場合、その区間で、道路中心線を境として当該家屋連たん10戸以上が接続する側を除く。）

道路の種類	路線名	区間
一般国道	191号（萩・三隅道路）	長門市との境界線から一般国道191号（萩・三隅道路）の終点までの間
〃	191号	1 長門市との境界線から玉江橋東詰までの間 2 小畑橋西詰から阿武郡阿武町大字奈古との境界線までの間 3 阿武郡阿武町大字惣郷との境界線から島根県境までの間
〃	262号	萩市大字椿2438番地1地先から山口市との境界線までの間
〃	315号	1 山口市との境界線から萩市大字片俣と阿武郡阿武町大字福田上との境界線までの間 2 阿武郡阿武町大字福田上と萩市大字弥富上との境界線から一般国道315号の終点までの間
〃	490号	美祢市との境界線から一般国道490号の終点までの間
県道	萩篠生線	萩市大字椿東2680番地1地先から山口市との境界線までの間
〃	萩津和野線	萩市大字椿東2680番地1地先から山口市との境界線までの間
〃	萩秋芳線	1 萩市大字椿2427番地1地先から一般国道262号との交差点までの間 2 一般国道262号との分岐点から美祢市との境界線までの間

(2) 鉄道の区間

線路の名称	区間
山陰本線	萩市域内の区間

6 条例第3条第10号の規定により指定する地域

(1) 道路から展望することができる地域

5の道路の区間に接続する両側100メートル以内の地域(道路に接続する家屋連たん10戸以上の場合、その区間で、道路中心線を境として当該家屋連たん10個以上が接続する側に接続する100メートル以内の地域は除く。)

(2) 鉄道等から展望することができる地域(線路(線路に接続する道路を含む。)に接続する家屋連たん10戸以上の場合、その区間で、線路の中心線を境として当該家屋連たん10個以上が接続する側に接続する地域は除く。)

線路の名称	区間	地域
山陰本線	萩市域内の区間	線路に接続する両側それぞれ100メートル以内の地域

7 条例第3条第13号の規定により指定する地域

駅前広場

名称	所在地	地域
西日本旅客鉄道株式会社 東萩駅前広場	萩市大字椿東字大広津	駅前広場

8 条例第3条第15号の規定により指定する地域

以下の道路の交差点から30メートル以内の地域

- (1) 一般国道191号と一般国道262号との交差点
- (2) 一般国道191号と県道萩三隅線との交差点
- (3) 一般国道191号と市道弘法寺堀内線との交差点
- (4) 一般国道191号と県道萩港線との交差点